



契約件名及び数量	大阪労働局第一庁舎外14件電話設備工事
随意契約によることとした理由	当該施設における電話設備については、東亜通信株式会社により設置されており、庁舎内の設備等を熟知しており、かつ主装置の設定についても同社でなければ不可能であるため、競争性を許さないことから、会計法29条の3第4項に該当するため
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	予定なし
備考	